

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告 示

包括外部監査契約の締結(三三五・総務課)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額の一部改正(三三六・人事課)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二号の規定に基づき知事が定める施設の一部改正(三三七・人事課)

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(三三八・税務課)

町の区域の設置(三三九・市町村課)

大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要(三四〇・商工業振興課)

基本測量実施の通知(三四一・建設管理課)

河川区域の変更による廃川敷地等(三四三・河川課)

都市計画事業の認可(三四四・秋田建設事務所)

道路区域の変更供用開始(三四五・道路環境課)

公告

県営土地改良事業工事の完了(山本総合農林事務所)
土地改良区の役員及び就任の届出(山本総合農林事務所)
土地改良区の定款変更の認可(由利総合農林事務所)
県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北総合農林事務所)
土地改良区の役員の変更の届出(仙北総合農林事務所)
土地改良区の定款変更の認可(平鹿総合農林事務所)
選挙管理委員会告示
政治団体の設立の届出(三三六)
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(三七七)
政治団体の解散の届出(三八八)

告 示

政治団体の収支に関する報告書(三三九)

公職の候補者の資金管理団体の指定の取消しの届出(四〇〇)

地方労働委員会告示
秋田県地方労働委員会のあるせん員候補者の指名、閏歴等の公示(一)
収用委員会告示
土地収用事件の審理の開始(三)

秋田県告示第三百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり平成十四年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により、告示する。

平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 包括外部監査契約の期間の始期 平成十四年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用並びに執務費用及び実費とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

(一) 氏名 沢田祐治
(二) 住所 秋田市東通六丁目二番三十二号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 契約の定めるところによる。

秋田県告示第三百三十六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額(平成十四年秋田県告示第五百九十二号)の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成十四年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、二五〇円	一三、四〇八円
二十歳以上二十五歳未満	五、三一六円	一三、四〇八円
二十五歳以上三十歳未満	六、一六四円	一三、四四二円
三十歳以上三十五歳未満	六、八六九円	一六、五八五円
三十五歳以上四十歳未満	七、三五〇円	一九、三八〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、三二五円	二一、六六八円
四十五歳以上五十歳未満	七、二五七円	二二、六八一円
五十歳以上五十五歳未満	七、〇四七円	二四、三八八円
五十五歳以上六十歳未満	六、四一一円	二三、四六七円
六十歳以上六十五歳未満	四、四一三円	一九、六八七円
六十五歳以上七十歳未満	四、二五〇円	一四、八七五円
七十歳以上	四、二五〇円	一三、四〇八円

秋田県告示第三百三十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二号の規定に基づき知事が定める施設(平成八年秋田県告示第五百二十四号)の一部を次のように改正する。

平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

第三号中「第二十三条第一項第二号」を「第二十九条第一項第二号」に改める。

秋田県告示第三百二十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則(昭和二十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 氏名又は名称 秋田県経済農業協同組合連合会 代表理事 小松正一
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 秋田市八橋字成川原六十四番地の二
- 三 指定取消年月日 平成十四年三月三十一日

秋田県告示第三百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、秋田市の区域内に次のとおり町の区域を新たに画する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

町 名	設 定 区 域
秋田市大平台四丁目	秋田市上北手大戸字大戸 二の二、二の三、三から七まで、八の二、八の三、九から一まで、一三、一六、一七、一八の二、一九の二、二〇から二二まで、二三の二、二四の二、二五の二、二六、二七、二八の二、二八の二、二九、三〇の二、三一、三二、三三の二、三四から三八まで、三九の二、三九の二、四〇の二、四〇の二、四一の二、四二、四三の二、四三の二、四六の六及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部
秋田市桜方丘四丁目	一〇八の二

秋田市大平台一丁目
三二の三から三二の六まで

秋田県告示第三百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したため、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターNマート

平鹿郡雄物川町造山字社ノ前地内

二 雄物川町長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

雄物川町役場 企画商工課

(二) 縦覧期間

平成十四年五月十四日から同年六月十四日まで

秋田県告示第三百四十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたため、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 作業の種類

国土調査に伴う基準点測量、世界測系への移行に伴う基準点改測作業及び高精度三次元測量

二 作業を行う地域

鹿角市、男鹿市、大曲市、横手市、湯沢市、山本郡八竜町、南秋田郡天王町及び若美町、由利郡東由利町、仙北郡角館町、中仙町、仙北町、千畑町、南外村及び仙南村並びに平鹿郡大森町、増田町、平鹿町及び十文字町

三 作業を行う期間

平成十四年五月八日から平成十五年三月十五日まで

秋田県告示第三百四十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたため、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 作業の種類

電子基準点測量（電子基準点現地技術調査及び設置作業）

二 作業を行う地域

北秋田郡鷹巣町及び阿仁町、山本郡八森町及び八竜町、由利郡岩城町及び東由利町並びに雄勝郡雄勝町及び東成瀬村

三 作業を行う期間

平成十四年五月七日から平成十五年三月三十一日まで

秋田県告示第三百四十三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたため、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 河川の名称 一級河川出川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十四年四月二十三日

三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

番	位 置	種 類	面 積
仙北郡仙南村金沢西根字中町田三百三十三番	土地	四百五十五平方メートル	

四 関係図面は、建設交通部河川課及び仙北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
その他

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第三百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十四年五月十四日

一 施行者の名称 男鹿市

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
県道	新	旧	外山落合線	平鹿郡山内村大松川字木戸口六〇番一三 地先から六八番地先まで	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	B			〃		四八・六〇〇 六六・五〇〇	〇・〇八六

（この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。）

二 供用開始の期日 平成十四年五月十五日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)X-1 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年五月十四日から同月二十七日まで

公 告

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

二 都市計画事業の種類及び名称
男鹿都市計画公園六・五・一男鹿総合運動公園
三 事業施行期間
平成十四年五月十四日から平成十九年三月三十一日まで
四 事業地

(二)X-1 収用の部分 男鹿市船川港比詰字大沢田地内
使用の部分 なし

秋田県告示第三百四十五号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 県営土地改良事業（寒堤地区ため池等整備事業）
完了年月日 平成十二年十二月二十日
- 二 県営土地改良事業（黒岡地区担い手育成基盤整備事業）
完了年月日 平成十三年一月三十日
- 三 県営土地改良事業（岩子堰地区ため池等整備事業（用排水施設整備））
完了年月日 平成十三年三月二十一日
- 四 県営土地改良事業（琴丘南地区低コスト化ほ場整備事業）

- 完了年月日 平成十三年三月二十六日
- 五 県営土地改良事業(市川堰2期地区ため池等整備事業(用排水施設整備))
完了年月日 平成十三年三月二十六日
- 六 県営土地改良事業(悪戸地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十三年十一月二十日
- 七 県営土地改良事業(桐ノ木沢地区ため池等整備事業)
完了年月日 平成十三年十二月十日
- 八 県営土地改良事業(琴丘北地区低コスト化ほ場整備事業)
完了年月日 平成十四年三月二十五日
- 九 県営土地改良事業(水沢地区ため池等整備事業)
完了年月日 平成十四年三月二十五日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、能代市浅内土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
能代市浅内字中山一八二番地 武田幸雄
" " 字中谷地九五番地 平川宏
" " 字浅内八六番地 保坂高道
" 柏子所五七番地二 田中省太郎
" 浅内字中谷地一番地 平川彰
" " 字中山二一五番地 保坂定男
" " " 一五四番地 平川金悦
- 二 就任理事の住所及び氏名
能代市浅内字中山一八二番地 武田幸雄
" " 字中谷地九五番地 平川宏
" " 字浅内八六番地 保坂高道
" 柏子所五七番地二 田中省太郎
" 浅内字中谷地一番地 平川彰
" " 字中山二一五番地 保坂定男
" " " 一五四番地 平川金悦

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、由利

郡矢島町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年四月三十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(辰ノ口地区ほ場整備事業(担い手育成型))換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年五月十五日から同年六月十一日まで
- 三 縦覧場所 西仙北町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡中仙町鷲野土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名
仙北郡中仙町下鷲野字大新田百一番地 佐々木 静

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年五月一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十四年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十六号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十四年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年五月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	設立の区域	届出年月日
自由民主党秋田県山本郡第一支部	金谷信栄	日沼一男	山本郡八森町字中家後十二番地七	自由民主党		平成十四年四月十五日
自由民主党秋田県北秋田郡第二支部	津谷永光	長岐兼雄	北秋田郡鷹巣町松葉町三番十五号	自由民主党		平成十四年四月十六日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大山りきち後援会	小林一雄	佐藤忠晴	仙北郡仙北町堀見内字下田茂木二十六番地	平成十四年四月十一日
金田勝年大森町後援会	備前雄一	平元鉄雄	平鹿郡大森町八沢木字熊ノ堂百五十七番地一	平成十四年四月十二日

秋選管告示第三十七号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十四年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動が

あつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十四年五月十四日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党秋田県大館市第一支部	会計責任者	工藤保則	渡辺正	平成十四年四月一日
自由民主党秋田県介護家政事業支部	主たる事務所の所在地	能代市通町九番五十二号	能代市柳町十番十六号	"
自由民主党小坂支部	会計責任者	高橋一也	茂内亨	平成十四年四月八日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		新		旧		届出年月日
	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	
秋田県造園協会政治連盟	加賀辰夫	伊藤恵子	井上正英	藤田幸男	平成十四年四月一日		
伊藤順男後援会	伊藤恵子	伊藤恵子	藤田幸男	藤田幸男	平成十四年四月一日		
小西省吾後援会	川田宏明	川田宏明	渡辺正	渡辺正	平成十四年四月一日		
翔洋会	川田宏明	川田宏明	渡辺正	渡辺正	平成十四年四月一日		
すずき洋一後援会	川田宏明	川田宏明	渡辺正	渡辺正	平成十四年四月一日		
大盛会	佐藤昇	佐藤昇	竹内勉	竹内勉	平成十四年四月一日		
原盛一後援会	千葉美和	千葉美和	高橋誠広	高橋誠広	平成十四年四月一日		
自由民主党八竜支部	佐藤重治郎	牧野定信	門間正一	三浦富雄	平成十四年四月二十五日		
自由民主党田沢湖支部	浦山敏雄	千葉源一郎	三浦茂	細川俊雄	平成十四年四月十日		
自由民主党大館支部	石田雅男	千葉源一郎	藤原美佐保	藤原美佐保	平成十四年四月九日		

大西茂雄後援会		能代トライ政策研究会	佐々木てつお後援会	小本喜美後援会	伊藤稔後援会	菅野芳男後援会	佐藤惣之助後援会	高橋智徳後援会	くるみ勝手連	太田町原盛一後援会	秋田県農協政治連盟秋 田みなみ支部	三輪宣比呂後援会	ふくおか昌樹後援会		
代 表 者	主たる事務所の 所在地	代 表 者 会 計 責 任 者	"	"	主たる事務所の 所在地	代 表 者	会 計 責 任 者	代 表 者	主たる事務所の 所在地	代 表 者	"	会 計 責 任 者	主たる事務所の 所在地	代 表 者	
本間多右衛門	仙北郡仙北町高梨字上川原二百三番地一	千田秀人	千田秀人	雄勝郡東成瀬村岩井川字村中七十四番地一	秋田市牛島南二丁目一番十三号	仙北郡仙北町高梨字米打橋五十八番地	進藤秀雄	佐藤惣之助	石井良三	秋田市泉北三丁目十五番十七号	小松悦歩	仙北郡太田町国見字砂溜八十八番地	三輪法男	雄勝郡羽後町杉宮字元稲田二百一番地	福岡新吉
茂木隆志	仙北郡仙北町高梨字一ノ坪二百二十番地	若狭勉	若狭勉	雄勝郡東成瀬村岩井川字村中百二十三番地一	秋田市牛島字東潟敷三百八十八番地	仙北郡仙北町高梨字米打橋五十七番地一	鈴木陸朗	珍田順一	竹村亨	秋田市高陽幸町十四番三十三号	高橋芳夫	仙北郡太田町太田字新田田尻六十八番地一	篠木義男	雄勝郡羽後町杉宮字大門八十九番地	福岡重二郎
平成十四年四月十二日		平成十四年四月十一日		"	平成十四年四月十日	平成十四年四月九日	"	平成十四年四月五日	"	"	"	平成十四年四月三日	"	"	"

秋田県農協政治連盟か づの支部	会計責任者	熊谷 強	茂木 繁雄	
米沢一後援会	代表者	村上祐治	佐々木 松男	平成十四年四月十六日
			宮野 方臣	平成十四年四月二十五日

秋選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十四年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十四年五月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
市民参加で清潔、公正 住みよい秋田市をつく る会	平成十四年三月三十一日	平成十四年四月一日
水戸嘉七後援会	平成十四年三月二十八日	平成十四年四月二日
地方自治を考える市民 の会	平成十四年三月三十一日	平成十四年四月三日
畠山健治郎後援会	"	"
渡辺俊雄後援会	平成十四年四月十日	平成十四年四月十日
佐藤清作後援会	平成十四年三月二十日	平成十四年四月十二日

秋選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、

政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその選挙を公表する。

平成十四年五月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書 報告書の要旨	報告書の要旨	報告書
収入及び支出のある団体	政治団体の名称	水戸嘉七後援会
	報告年月日	平成14年4月2日
	収入・支出の総額	45,500円
	収入総額	45,500円
	前年度繰越額	0円
	本年の収入	0円
	支出総額	0円
	政治団体の名称	地方自治を考える市民の会
	報告年月日	平成14年4月3日
	収入・支出の総額	20,776円
	収入総額	20,776円
	前年度繰越額	0円
	本年の収入	0円
	支出総額	0円
	政治団体の名称	畠山健治郎後援会
	報告年月日	平成14年4月3日
	収入・支出の総額	144,529円
	収入総額	144,529円

前年度繰越額 144,529円
 本年の収入 0円
 支出総額 0円
 収入及び支出のない団体
 2 その他の政治団体

政治団体の名称	衆 野 中 田
市民参加で清潔、公正、住みよい秋田 市をつくる会	平成14年4月1日

渡辺俊雄後援会	平成14年4月10日
佐藤清作後援会	平成14年4月12日

秋選管告示第四十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十四年五月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の取消の 届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	取り消した資金管理団体	代表者氏名	届出年月日
畠 山 健治郎	衆議院議員	地方自治を考える市民 の会	主たる事務所の所在地 大館市字大館百五番地	畠 山 健治郎	平成十四年四月三日

地方労働委員会告示

秋田県地方労働委員会告示第一号
 労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会

規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、秋
 田県地方労働委員会のおつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。
 平成十四年五月十四日

秋田県地方労働委員会会長 阿部 讓 二

氏 名	生 年 月 日	職	業	関 歴	住 所
阿部 讓 二	昭和二十二年十月二十八日	公益委員（会長）弁護士		秋田弁護士会会長	秋田市泉南三丁目七番二十四号
古田 重明	昭和十四年十二月八日	公益委員（会長代理） 秋田経済法科大学法学部教授		秋田経済法科大学法学部長	秋田市広面字樋口十番地二十三
小西 尚志	昭和十二年四月七日	公益委員 秋田大学教育文化学部教授		秋田大学教育学部教授	秋田市手形山北町六番十五号

収用委員会告示

山添雄美	堀松紀人	又井道男	佐藤尚武	伊藤博	齋藤隆	伊藤秀太郎	小川義雄	本田和則	芳浦修	加賀谷清克	阿部康夫	松江四郎	菅谷理市	赤坂薫	湊貴美男
昭和二十二年七月十四日	昭和二十三年二月十一日	昭和十九年一月二十三日	昭和十八年三月十日	昭和二十三年一月十二日	昭和九年七月二日	昭和六年二月十二日	昭和十年七月一日	昭和五年四月二十三日	昭和二十三年十月七日	昭和二十三年九月十四日	昭和二十五年五月六日	昭和十八年十月九日	昭和二十年八月十六日	昭和四十四年七月十七日	昭和三十二年十月十七日
長秋田県地方労働委員会事務局調整課	長秋田県地方労働委員会事務局審査課	秋田県地方労働委員会事務局次長	秋田県地方労働委員会事務局長	使用者委員 秋田中央交通(株)取締役 管理部長	使用者委員 日本精機(株)代表取締役	使用者委員 秋田文化出版(株)代表取締役	使用者委員 小林工業(株)代表取締役 副会長	使用者委員 秋田県経営者協会参与	労働者委員 全林野労働組合秋田地 方本部執行委員長	労働者委員 秋田県東北電力関連産 業労働組合総連合会長	労働者委員 全日通労働組合秋田支 部執行委員長	労働者委員 ジエイ・エイ・エム秋 田執行委員長	労働者委員 日本労働組合総連合会 秋田県連合会会長	公益委員 弁護士	公益委員 弁護士
秋田県農業試験場次長	秋田県総務部人事課主幹	長秋田県産業経済労働部労働政策課	秋田県生活環境文化部長	秋田中央交通(株)管理部長	(株)羽後銀行営業推進部長	秋田協同印刷(株)代表取締役	小林工業(株)代表取締役専務	秋田県経営者協会専務理事	長全林野労働組合秋田地地方本部書記	東北電労秋田県本部委員長	全日通労働組合秋田支部書記長	TDK労働組合秋田地地方本部執行 委員長	全通秋田地区本部執行委員長		
秋田市泉北三丁目十二番二号	秋田市泉中央五丁目四番六号	秋田市手形字才ノ浜三十一番三十一号	秋田市東通仲町七番三号	二 秋田市横森一丁目十八番十七号	秋田市横森一丁目十八番十七号	秋田市泉中央三丁目一番二十二号	本荘市石脇字石ノ花百九十五番百二十一号	秋田市榎山愛宕下三番二十一号	秋田市牛島西二丁目十一番十四号	秋田市將軍野南二丁目三番二十四号	秋田市桜三丁目四番八十号	本荘市裏尾崎町六十番二十一号	横手市上境字館四十三番地	秋田市山王中島町十二番三十号	秋田市外旭川八幡田二丁目十七番十二号

秋田県収用委員会告示第三号
秋田県収用委員会は、起業者昭和町から平成十四年三月七日に申請のあった秋田都

正 誤

市計画道路事業三・五・百七号四季の道に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号)第六条の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月十四日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 一 審理開始の期日 平成十四年六月二十一日午後二時三十分
- 二 審理開始の場所 秋田市山王三丁目一番一号 県庁第二庁舎 五十三会議室

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年五月七日(第千三百六十五号)掲載の秋田県告示第三百二十五号(生産事業者の登録)
(原稿誤り)
三ページ生産事業者の登録の表中「幼苗の育成」は「幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成」の誤り。

平成十三年十二月十一日(第千三百二十六号)掲載の土地改良事業工事の完了の届出公告中
(原稿誤り)
五 一 下 一 四 一 平成十年三月二十五日 平成十二年三月十四日

平成十四年四月二十六日(第千三百六十三号)掲載の秋田県告示第三百十号(道路の供用開始)
(原稿誤り)

一三	上	二丁四	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字下川 原二番一地从先から三七番地 一先まで	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字下川 二番一地从先から字清水川原三 七番一地从先まで
----	---	-----	---------------------------------------	--

発行者 秋 田 県

購読料金 一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

